

今回の調査研究で行った「情報提供に関するヒアリング調査」で扱った事例のうち、入所直後に無断外出を繰り返したケースを取り上げ、入所措置決定過程で児童本人や保護者に対して入所理由等がどのようなタイミングや方法で説明されたのかについて注目して検討を行う。特に、児童福祉司が、①児童本人、②児童の保護者、③児童自立支援施設職員のそれぞれとの間において、措置決定過程でどのような意見交換を行なったのかに注目し、児童や家庭が抱える養護問題との関連のなかで分析していく。

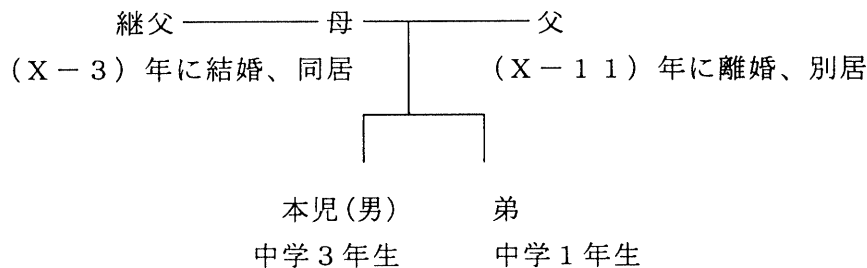
学校を怠学したり、家に1・2日帰らなかったり、万引きをしたりといった軽度の非行行為があり、教護性があると言える一方で、母親が精神分裂気味で、継父は本児が悪いことをするとかなり厳しくしかるなど、養護性もある。

また、本児はインテーク当初中学2年生だったが、学力は小学校2・3年レベルと低い。また、悪い仲間からパシリに使われたり、カツアゲの被害者になることを理由に不登校になるというように、様々な要素を含んだケースである。IQは80。高校進学を希望している。

1. ケースの概要

(1) 家族関係（X年8月現在）

本ケースは、養護性と教護性が中途半端にあり種別分類しにくいという点で特徴的なケースである。



継父…本児に対してかなり厳しい躰をする。

実母…精神分裂気味で、病院に通院している。

弟…本児が小学校の頃から一緒に万引きをする。本児と同じ児童相談所で通所指導を受けている。

(2) 主訴

(X-2)年の夏休みに上級生に恐喝に遭う。その影響で2学期より不登校状態になる。児童自身の学業不振のほか、実母の精神的不安定さがある。児童相談所に来所した実母は「高校進学を目標に施設を利用させたい」

と述べる。

(3) 両親について

<継父について>

大型車輛の運転手をしている。体が大きく、自分の体一つで一生懸命やってきたんだという自負心がある。学歴は中学卒。

子育てについて、「2人の子どもは母親の連れ子でうまくいかない」という悩みを抱えている。子ども2人は、小学校の時から万引きなどをし、継父はそのたびに言い聞かせてきたが、言うことを聞かないので次第に殴って叱るようになった。

しかし、殴ってもやめないし、殴った後の反応とかが全く予想できず、何を考えているのか分からない、つかみどころがない、「宇宙人のよう」と父親として本児と「ちゃんとやって行く自信がない」と述べている。

<実母について>

精神分裂気味であるが、子どもに対する公的保護が必要なほどではない。しかし、「自分がこんな状態なので父親が本児のことを本当に考えてくれる人でないと一緒にやっていけないから、離婚して自分が入院したい」と、泣きながら児童福祉司の所に電話をしてきたこともある。本児が高校に進学することを希望している。

2. ケース経過

(X-1)年12月

一時保護(1回目):

- ・一時保護所で行動観察をし、不登校の原因を探る。

→行動観察から、精神的に不安定だったり、対人関係が大人に対しても子ども同士でも十分育っていないことが分かる。また、学力レベルは小学校2・3年。不登校については、カツアゲの被害にあったり、パシリに使われたりすることが主たる原因であることが分かる。

→不登校の原因について、学校に協力を求めるが、十分な解決は見な

かった。

- ・この時点で児童自立支援施設入所を提案する。しかし、両親の了解は得たが、本人は一時保護所での生活で自信を付けたためか、自宅から学校に通うことを希望したので、一時保護を解除し(X年1月)、本児は自宅に戻る。
- ・担当児童福祉司はこの時点で入所措置をしておけばよかったと思っている(X年8月現在)その理由として、「中学3年になってからだ」と、地域での悪い仲間とのつながりが深まってしまうことから、施設に馴染みにくいことを挙げている。

X年1月

中2の3学期から、自宅から学校に通う。初めは休まずに学校に行き、学校も評価する。母親の生活も安定する。

- ・X年1月の一時保護所退所後からX年7月の児童自立支援施設(以下、A施設とする)入所措置までの間、児童福祉司が家庭訪問等をしながらか生活の様子を確認する。また学校とも情報交換をする。

・X年3月

しかし、その中学校がここ数年シンナーや喧嘩、カツアゲなど荒れていることもあって、春休みごろから先輩や強い同級生からパシリにされるようになる。

・X年4月

3年生になり勉強面でも授業についていけないことが多く、授業を妨害したり抜け出したりすることが顕著になる。また、母親の言うことを聞かずに深夜徘徊をしたり、学校を怠学したり

するようになる。

・X年5月

メンタルフレンドを派遣する。勉強の補助と生活を安定させることを目的に行なった。学力を上げるところまでは行かなかったが、話相手をして家で落ち着いて生活することの手助けになった。家出をして中間テストを受けない。また継父との離婚話が出たことから、このような状態では子どもを家に置いておけないと母親から連絡がある。

→養護性についても対応の必要性が高まったことから、A施設入所措置に向けての準備段階としての一時保護を検討する。

・X年6月

一時保護（2回目）。今後の身の振り方を話し合うと、本児は「どうしても高校に行きたい」という。中学3年という時期や、学力、母親の病気、非行性も多少あることなどを総合的に考え、本人や両親にも説明し、A施設入所措置を決定する。

・家庭裁判所からの非行が深まったケースが先に入ったため、受け入れ態勢が整わず、入所措置決定後に一ヵ月ほど入所待機となる。

・X年7月

A施設へ入所する。

・学習指導と生活指導の両方が必要であることを説明して措置をしたが、本人は「高校に行くためにA施設に行くのだ」という気持ちが強く、勉強の今の実態とか対人関係を改善する必要があることや、生活指導が必要であるということの認識は足りなかった。

・家庭裁判所からの非行が深まったケースが直前に入り、その子から職員がいないところでいじめられる。

→上記二つの理由から無断外出。

・X年8月

一時保護（3回目）。本児はA施設に戻ることを拒否。自宅から地元中学に通学することを試させてほしいという。きちんとできなければ、施設へ戻るという。箇条書きで煙草は吸わない、遅刻しない、授業は抜け出さないなどの契約書を書かせ、また、A施設職員が児童相談所に来所し「いつでも戻ってきていいよ」という説明を行った上で、本児は自宅に戻る。

・X年9月

施設への措置は継続したまま、自宅から中学へ通う。多少の喫煙などの問題はあがるが、学校には休まず通う。しかし、月後半に入り、問題行動が顕著になってきたため、学校の先生から児童相談所に連絡がある。

一時保護（4回目）。中学卒業まで一時保護所と家庭とを相互に利用しながら対応する方針。具体的には一時保護所において自分の問題についての認識を高めた上で、自宅から学校に通う。もし必要であれば、再度一時保護を開始するという方針を決める。

3.児童福祉司の説明と利用者等の理解について

1、児童福祉司の説明について

①A施設に対する本ケースの説明

第一に生活指導が必要であること、それとあわせて本人が高校進学を希望しているので学習指導もお願いしたいと話している。学習指導については、「A施設の近隣に比較的入学しやすい高校があるので、その高校への入学を具体的目標として学習指導をお願いしたい」。

②本児と両親に対して

a. 児童自立支援施設（X施設）の説明

< 1 回目の一時保護 >

本児と両親に対して、①高校に行くためには毎日きちんと施設内の先生に教えてもらって遅れた勉強を取り戻さなくてはいけないこと、②不良の仲間から誘われて断れないで行ってしまうことを含めて、きちんとした生活をしなければいけないこと、の二つを話す。→両親は納得するが、本児はもう一度地元で試させてほしいと言う。

< 2 回目の一時保護 >

1 回目と同じである。しかし本児に対しては、施設措置を納得しやすくするために、「高校進学ができるかもしれない」という方をより強調して話した。

→本児も納得する。

b. 他の措置方法についての説明

自宅がある地域の学校では非行の仲間もいるし、里親制度や児童養護施設を利用しても、その地域の学校では勉強に付いていけない可能性が高いため、3年生の5月の時点では効果がないうだろうということで、他の措置方法については全く説明していない。

○考察1：〔本児に対する1回目と2回目の説明が違うことについて〕

両親は学力と行動面での問題のある程度認識していたので、施設の役割や、あり方から指導内容まで児童福祉司が説明し、一定の了解を得ていた。しかし、本児はその辺りの認識ができていなかったため、施設の説明を行うと1回目の一時保護のときのように、本人が了承しない可能性が高くと児童福祉司は判断したようである。適切な措置をするためには、特定の部分を強調

した説明にならざるを得なかったのだろう。しかし逆に、高校進学の方を強調したために生活指導に対する本児の認識が甘くなってしまうとも考えられる。

○考察2：〔本児に対する説明と施設に対する説明が違うことについて〕

本児に対しては学習指導を強調したが、施設に対しては生活指導を第一に挙げている。そこにずれがあったことが、本児が無断外出する一つの原因になっている。施設にケースを説明する際、「本児がどのように施設のことを認識しているか」ということも、出来るだけ正確に伝えておく必要があると思われる。

○考察3：〔他の措置についての説明をしていないことについて〕

児童養護施設や里親制度では一般の中学に通うことになるため、勉強について行けないと予想されることを理由に、他の措置については十分な説明は行っていない。A施設では施設内における各々の児童にあった少人数での学習指導を心がけていることから、そうした学習指導が本児にとって必要であると判断したと思われる。

2. A施設に措置を決定した理由について

・ 中学卒業までの指導

児童自立支援施設のなかでもA施設を選んだ理由として、A施設の近隣に比較的入学しやすい県立高校があり、その高校を具体的な目標とする学習指導を期待できることが挙げられる。また担当児童福祉司は、「同じ学力の小集団における学校教育を受けたほうが、地域の中学校に通うよりもいいのではないか」というような指摘を行っ

ている。

・ 中学卒業後の指導

担当児童福祉司は本児について、中学卒業後の支援の必要性を感じており、A施設なら施設から全日制高校や定時制高校に通うこともできるし、もし高校に進学できなかったとしても高等部体制というプログラムがあり、高校に行かない子どもを就労指導をする体制が十分とは言えないまでも整っていることが、A施設に措置を決定した理由として挙げている。

○ 考察 4 : [児童相談所の A 施設に対する期待]

児童福祉司が「同じ学力の小集団における学校教育」といっていることは注目に値する。つまり児童相談所が A 施設に期待している教育とは、形態的には一般の中学校で行われているような、「40 人くらいの様々なレベルの子どもたちに一度に一定レベルの内容を教える」というものではなく、これまで教護が行ってきたような「同レベルの小集団での教育」であると言える。A 施設ではいわゆる「学校教育」はまだ導入されていないが、A 施設における個別「教育」に対する児童相談所の期待が伺える。

また、中学卒業後の支援に対する期待も伺える。自立支援を考えたとき、学齢後の支援についてはより充実させていく必要があるからと思われる。

3、児童福祉司が学校と連絡をよく取っていることについて

担当児童福祉司は、本児が一時保護を解除されて家庭から学校に通っている間、学校の先生とよく情報交換をしているようである。

○ 考察 5 : 児童福祉司と学校の先生との間で連絡が密にできていることで、一時保護所での対応と学校での対応に一貫性が出てきているようである。もし児童相談所の対応と学校の対応とがズレていれば本児は混乱して、目標に向かって生活するのは難しかったであろう。また、学校が児童相談所の考えを理解し、協力関係にあることで、適切な時期に一時保護につなげることができているように思われる。

○ 考察 6 : 学校教育が導入されれば原則として学籍が移動されることになる。児童福祉司と学校が連絡を取り合っていることは、施設の学校からから元の学校に学籍を戻す際、その移動をスムーズに行うのに必要なことと思われる。

4、様々な要素を含んだ本ケースに A 施設を活用したことについて

このケースは、それほど非行は深まっていないが、多少の養護性もあり、不登校もあり、情緒障害的な面もあり、知能指数もボーダーであるというケースである。この児童福祉司は非行のケースだけでなく、さまざまな要素も含んだケースに A 施設を利用している。

○ 考察 7 : 担当児童福祉司は、「以前からこういう様々な要素を含んだケースについて、A 施設の活用をしてきた」と述べている。法改正により名称が児童自立支援施設になったこと、対象児童に「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」（児童福祉法が拡大したこと、施設の目的が変わったことにより、児童や保護者に対する説明に一定の変化が生じている。

5、家庭裁判所からのケースが入ったために入所を待たされたことについて

非行が深まったケースに家庭裁判所からA施設送致の審判が下るよりも前から、本ケースの入所を施設側に打診していたのにもかかわらず、その家裁経由のケースが先に入ってしまった。そのために、その子への対応が大変で本ケースはすぐには受け入れられないと施設側に言われて、一ヵ月ほど入所を待たされてしまった。

○考察8：措置する際に、施設側の受け入れ態勢が整っていることも重要であるが、措置するタイミングも重要であると。もし、児童が施設で頑張ろうと思っても、自分とは関係ない理由で入所を待たされれば、その意欲は薄れてしまうことが予想されるからである。時間の調節をするためにも家裁や他の児相との連絡・連携を密にすることが必要と思われる。

7、体験入所の必要性について

本児にとっては施設内に家裁から送致された不良の子がいるとは予測つかないことであり、児童福祉司は体験入所をさせる必要があったと反省している。

○考察9：本来なら、体験入所をした上で、「ここでやっていこう」と本人が思ってから入所できるのがベストであったと思う。しかし、もし体験入所をしていたら、本人の反対で措置できなかったかもしれない。

○考察10：このケースの場合、措置直後に無断外出してしまったのだから

措置できなかったのとほとんど同じ事だと考えるべきとの見解もある。しかし無断外出後、しばらく、「安定した生活を送っていることを考えると、施設に短期間でも入所したことが一定の効果をもたらしたと考えることもできる。また、この入所措置自体が体験入所的要素を結果として含んでいたと思われる。

8、施設入所の時期について

担当児童福祉司は、(X-1)年12月の時点でA施設に入所措置をしておけば、地域で非行行為を繰り返している児童とのつながりが深まる前に施設に入所できたので、その方が効果も上がったのではないかと担当児童福祉司は指摘している。

○考察11：その時点で入所していれば、家裁経由のケースとかち合っただけで入所を一ヵ月も待たされることもなかった。その結果、無断外出の理由となった「その子に目を付けられ、陰でいじめられる」こともなかったと思われる。入所時期をいつにするのかについての判断についても、どのような方法で情報提供し、児童本人の意向を聴取するべきか。今回は扱えないが、今後の検討課題である。

4.おわりに

本稿では、①児童本人、②児童の保護者、③児童自立支援施設職員に対し、児童福祉司が措置決定過程におけるどのようなタイミングでどのような内容の情報提供を行ったのかについて、利用者から見た制度改革という問題意識に基づいて検討してきた。

その結果、上記で述べたように、児

児童福祉司は、相手・時期・場面等に応じて、同じ事象を別の表現で情報提供していることが読みとれた。ある場合には、カツアゲ被害者という点に注目し、また別の場面では、学力が低いことを入所理由として強調している。

相手・時期・場面等に応じて、「児童福祉司が認知している入所理由及び施設での生活の状況」（仮にこれを「事実」と呼ぶ）自体が多面的に理解すべきモノであり、その「事実」のどの部分をより強調するかによって、「事実」として情報提供すべき内容が必然的に異なる性格のものであると理解する必要があるのかも知れない。

しかしながら、このような多面的に理解すべきモノとしての入所理由や施設生活についてであっても、施設入所という手段を採る以上、①児童本人、②児童の保護者、③児童自立支援施設職員、そして④児童福祉司の相互間で「一定の了解事項」となっている必要がある。その際、「一定の了解事項」のうち、「一定の」とはどの程度であるべきか。

本稿で扱ったケースにおいては、「児童本人が理解していた施設生活」と「実際の施設生活」との間に大きな乖離があったことも否めない。そしてそれが、「たび重なる無断外出」及び「短い期間での退所」に結びつく主要な要因と考えられる。「事実」のうち、どの部分をどのようなタイミングで情報提供すべきか。特に、「出来るだけ早い時期により多くの情報提供を行う」という方法が本稿で扱った事例の児童本人の利益にかなっているか否かについては本稿では十分に扱えなかった。「たび重なる無断外出」及び「短い期間での退所」といった事象についてその意

味をどのように把握すべきだろうか。支援上の意味を中長期的視点から検討するとともに、他ケースとの比較、「措置制度」「契約制度」といった制度上の位置付けを含め、今後より詳細な検討が必要であると思われる。

↓ 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用 ↓
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります

今回の調査研究で行った「情報提供に関するヒアリング調査」で扱った事例のうち、入所直後に無断外出を繰り返したケースを取り上げ、入所措置決定過程で児童本人や保護者に対して入所理由等がどのようなタイミングや方法で説明されたのかについて注目して検討を行う。特に、児童福祉司が、児童本人、児童の保護者、児童自立支援施設職員のそれぞれとの間において、措置決定過程でどのような意見交換を行なったのかに注目し、児童や家庭が抱える養護問題との関連のなかで分析していく。